和歌山県　日本赤十字社和歌山医療センター及び和歌山県赤十字血液センター田辺出張所
島 根 県　松江赤十字乳児院、松江赤十字病院及び益田赤十字病院
広 島 県　広島赤十字・原爆病院、庄原赤十字病院及び広島県赤十字血液センター
山 口 県　山口赤十字病院
香 川 県　高松赤十字病院
高 知 県　高知赤十字病院及び高知県赤十字血液センター
福 岡 県　福岡赤十字病院
佐 賀 県　唐津赤十字病院
長 崎 県　日本赤十字社長崎原爆病院及び日本赤十字社長崎原爆諫早病院
大 分 県　大分赤十字病院
鹿児島県　鹿児島赤十字病院
沖　　縄　沖縄赤十字病院

最低賃金の改正決定に関する公示

千葉労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、千葉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年千葉労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 21 年 11 月 12 日

千葉労働局長　千葉　秀木

第４号中「１時間813円」を「１時間817円」に改める。

附　則

この決定は、平成21年12月25日から効力を生ずる。

千葉労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、千葉県調味料製造業最低賃金（平成20年千葉労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 21 年 11 月 12 日

千葉労働局長　千葉　秀木

第４号中「１時間795円」を「１時間800円」に改める。

附　則

この決定は、平成21年12月25日から効力を生ずる。

静岡労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、静岡県タイヤ・チューブ、ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業最低賃金（平成20年静岡労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 21 年 11 月 12 日

静岡労働局長　新宅　友穂

第４号中「１時間774円」を「１時間776円」に改める。

附　則

この決定は、平成21年12月27日から効力を生ずる。

山口労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、山口県鉄鋼業、非鉄金属製錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素形材製造業最低賃金（平成20年山口労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 21 年 11 月 12 日

山口労働局長　山口　昌志

第４号中「１時間792円」を「１時間795円」に改める。

附　則

この決定は、平成21年12月15日から効力を生ずる。

熊本労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、熊本県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年熊本労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 21 年 11 月 12 日

熊本労働局長　奈良　　篤

第４号中「１時間693円」を「１時間696円」に改める。

附　則

この決定は、平成21年12月15日から効力を生ずる。

熊本労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、熊本県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業，舶用機関製造業最低賃金（平成20年熊本労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 21 年 11 月 12 日

熊本労働局長　奈良　　篤

第４号中「１時間743円」を「１時間746円」に改める。

附　則

この決定は、平成21年12月15日から効力を生ずる。

熊本労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、熊本県百貨店，総合スーパー最低賃金（平成20年熊本労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 21 年 11 月 12 日

熊本労働局長　奈良　　篤

第４号中「１時間693円」を「１時間695円」に改める。

附　則

この決定は、平成21年12月15日から効力を生ずる。

官　　庁

―閣議決定等事項―

（内閣官房）

十一月十日（火）

○一般案件（抜粋）

一　ハンガリー共和国大統領ショーヨム・ラースロー閣下の公式実務訪問賓客待遇について（了解）（外務省）

公　　告

調　達　関

職員の免職処分

文部科学省科学技術・学術政策局政策課会計係主任　　文部科学事務官　中本　　裕

国家公務員法第78条第３号により免職する。

平成 21 年 11 月７日

文部科学大臣　川端　達夫

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２１年（家）第３００５１号

広島県呉市上畑町12番16号

申立人　正願地　諭

本籍広島県尾道市土堂１丁目618番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所広島県三原市、死亡年月日昭和58年11月３日、出生の場所広島県尾道市、出生年月日明治40年８月22日、職業不詳

被相続人　亡　芝田ユキコ

広島県東広島市八本松東２丁目15番13―２号

相続財産管理人　司法書士　樋口　達造

広島家庭裁判所尾道支部

平成２１年（家）第３００５３号

広島県尾道市新高山２丁目2631番地190

申立人　正武迫　敬

本籍広島県尾道市御調町大町155番地、最後の住所広島県尾道市御調町大町118番地１、死亡の場所広島県尾道市、死亡年月日平成18年11月２日、出生の場所広島県御調郡御調町、出生年月日昭和21年11月10日、職業無職

被相続人　亡　阿賀千代子

広島県尾道市古浜町２番24―１号

相続財産管理人　司法書士　山本　　学

広島家庭裁判所尾道支部